
オランダの気候変動訴訟

—Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 事件を中心に

一原雅子

総合地球環境学研究所 京都気候変動適応センター 研究員

1. はじめに

気候変動訴訟は今世紀初頭頃よりアメリカとオーストラリアを中心に増加してきた。定義は複数みられるが、国連環境計画（UNEP）は「気候変動に対する緩和、適応及び気候科学に関する法または事実を主要な争点とする訴訟」とする¹。今日では途上国を含む世界全体で提訴がみられ、2023年1月現在、既にアメリカで1,532件、それ以外の国（日本を含む）で663件が提起されたとされている²。日本でも既に数件の提起がある³。

訴訟である以上、各々の事件は提訴地を管轄する国の司法制度の下で審理され、その判決が直ちに他国で法的な効力を持つことはない。しかしながら現実には、気候変動という世界共通の危機的な現象を扱う訴訟であることもあって、提訴の事実や訴訟活動の在り方、そして判決自体も、他国の人々や司法機関に事実上の影響を及ぼしてきた。その代表的な国がオランダである。後述するように、気候変動訴訟は地理的にも時間的にも広大な範囲の事象を対象とするため、個別当事者間の具体的な法的紛争を本来想

1 United Nations Environmental Programme, (2020). “Global Climate Litigation Report: 2020 Status Review.” *UNEP Publications*.

2 世界の気候変動訴訟事例の定評あるデータベースとして、Sabin Center database (<http://climatecasechart.com/>) 上の情報を引用した。以下、脚注に示すウェブサイトはいずれも2023年1月30日現在のものである。

3 本特集における島村論文参照。

定している裁判手続で扱う場合に多様な困難がある。オランダの気候変動訴訟には、その困難への対処の例を示したものがいくつかあり、これが範となつて、しばしば他国の追従やトレンドの変化をもたらしてきた。

以下ではまず次章において、まず前提となる気候変動訴訟の一般的な特徴について、簡潔に述べる。3章では、オランダについて、気候変動訴訟との関連という観点からみた時に指摘できる特徴について指摘する。4章から7章では、これまでに提訴された具体的な事件および判決について、特に2021年5月末にハーグ地裁判決が出た *Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc* 事件（以後 RDS 事件という）を中心に、事件の概要、判決の内容、その後の動きについて紹介する。8章では、これらのオランダの気候変動訴訟が他国に及ぼす影響力の背景について数点指摘する。続けて9章において、気候変動訴訟における近時の動向に触れ、終章では全体を総括する。

2. 気候変動訴訟の特徴

裁判とは、通常、司法機関である裁判所または裁判官が具体的な事件についてする公権的な判断のことをいう⁴。ここにいう具体的な事件とは、当事者間に契約関係や雇用関係その他の具体的な法律関係があるところ、その法律関係に関してなんらかの紛争が生じているような状態が本来想定されているものである。このような関係を気候変動が個人にもたらす影響を争う場合に、どう考えたらいいだろうか。以下、裁判手続、時間的側面、および地理的側面の3点についてみていく。

(1) 裁判手続における特徴

第1に、一方当事者が裁判所に法的救済を求める場合に、被侵害利益を顧念することが容易ではない⁵。気候変動がもたらす各々人への影響は、広範な範囲でおおよそ等しく及ぶ。その当事者がおかれた状況によって、影響の顕れ方に差はあり得るが、大気汚染訴訟のように大気汚染によって健

4 法令用語研究会『法律用語辞典（第5版）』（有斐閣、2020年、451頁）。

康被害を受けるような関係はみられ難い。温室効果ガス自体に有害性が直ちに認められるものではなく、これが時間をかけて大量に累積することで、地球全体の温度上昇と、これに伴う様々な影響が顕在化するのである。従って、気候変動訴訟においてはしばしば、具体的な法的権利ないし利益の侵害の認定が必ずしも容易ではない。

第2に、権利侵害を含む違法な結果と温室効果ガス排出行為との間に、法的な責任を帰し得るだけの因果関係を肯定することが容易ではない。温室効果ガスの排出主体は、一般市民を含め世界全体に散在しており、また温暖化現象をもたらしている温室効果ガスは長期をかけて累積してきたものである。この構図の中で、原告に及んでいる違法な結果の法的な責任をどこまで被告に問えるかは必ずしも明らかではない。

第3に、仮に第1、第2の点を克服したとしても、被告が負うべき法的責任の範囲をいかに確定するのかという問題がある。現に原告に生じている違法な状態の全部救済、すなわち気候変動影響の全くない状態というのは現実的に観念しがたい。ではどの範囲で何を被告はすべきなのかは、個々の事件の事実関係毎に検討されることになる。また、被告の行為可能性も検討される必要がある。

(2) 時間的側面における特徴

気候変動影響は、その原因となる温室効果ガス排出行為と、結果が顕在化するまでの間に長期間を要する。近時は影響の顕在化が急速に進んでいるが、これも過去数十年をかけた温室効果ガスの蓄積結果が、いわゆるティッピング・ポイント (tipping point⁵) に近づいていることの帰結であって、直近の過去に急速に温室効果ガスの排出が世界全体で急増したというわけではない。こういった事情もあって、気候変動訴訟ではしばしば、現

5 人権を被侵害権利と構成する気候変動訴訟について、拙稿「人権が問題とされる気候変動訴訟においてカーボンニュートラルが持つ意味合い」(環境法政策学会誌第26号(近刊))。なお、ここでは気候変動対策を促進させる方向性 (climate-aligned) をもつ訴訟を想定して議論を進めるが、近時は化石燃料等に依存する企業等が気候変動訴訟を進める政策等により権利侵害を被ったとして、その被害の賠償を請求する訴訟 (climate-non-aligned) も微増している。Setzer, Joana and Higham Catherine, 2022. "Global trends in climate change litigation: 2022 snapshot." *The Grantham Research Institute*, 7 頁。

に生まれていない遠い将来世代の人権が被侵害権利として主張されるほか、世代間衡平についても気候正義⁷と関連付けた形で争われることが多い。彼らが生きる時代における地球環境は、現状よりもかなり深刻な気候変動影響の下にあることが、科学的知見に基づいて予測⁸されているからである⁹。しかし、未だ存在しない将来世代の被害は未確定であり、権利侵害ないしその危険を認めた判決は限られている¹⁰。後に紹介する RDS 判決も、原告らは将来世代の利益までは代表していないと判示している。

(3) 地理的側面における特徴

温室効果ガスの排出地と影響が顕在化する地域が異なる点も、気候変動問題の特徴である。現実には、温室効果ガス排出量が微小である途上国の方がより脆弱で、気候変動の深刻な影響を受けている。具体例として、2022年にはパキスタンで、国土の約3分の1が深刻な浸水被害を受けたほか、太平洋島嶼国の数か所は深刻な水没の危機に瀕している。こういった事情を受け、権利侵害を訴える原告らが他国である先進国の政府や国際機関に訴えを持ち込む例が複数みられることも、気候変動訴訟の特徴である。

6 Lenton, T. M., Rockström, J., Gaffney, O., Rahmstorf, S., Richardson, K., Steffen, W., & Schellnhuber, H. J. 2019. "Climate tipping points—too risky to bet against." *Nature* (<https://www.nature.com/articles/d41586-019-03595-0>).

7 定義は多様みられるが、UNEPによれば、「地球温暖化を単なる自然環境の問題または物理的な性質の課題としてではなく、倫理的政治的問題として捉える枠組み」であるとされる。環境正義、社会正義等の正義概念と気候変動を関係づけたもので、平等、人権、集団的権利、歴史的責任といった論点を持つ。<https://leap.unep.org/knowledge/glossary/climate-justice>

8 IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書等。<https://www.ipcc.ch/report/sixth-assessment-report-working-group-i/>

9 世代間衡平の観点から、カーボン・バジェット概念に依拠して将来世代の人権を考慮し、現行の削減目標の引き上げを政府に求めた判決として、ドイツの Neubauer et al. v. Germany 判決がある (Bundesverfassungsgericht [BVerfG] [Federal Constitutional Court], Mar. 24, 2021, Case No. BvR 2656/18/1, BvR 78/20/1, BvR 96/20/1, BvR 288/20, http://www.bverfge.de/e/rs20210324_1bvr265618en.html)。本特集における山田論文参照。

10 前掲脚注9のドイツ最高裁判決等。

(4) 小括

以上にみてきたとおり、気候変動問題は、おそらく最も訴訟手続に載せにくい事象のひとつとも言い得るような事柄を、あえて訴訟の平面で争うという歪な訴訟だといえる。上述(1)の点に関連するが、気候変動影響による被害を訴える原告も、困難で時間も費用もかかり、かつ勝訴したとしても即時的な利益を得ることが見込めないような裁判をあえて提起するのであるから、そのような時間的経済的余裕がある者か、あるいは団体でなければ事実上提訴は難しい。このため、世界の気候変動訴訟のかなりの割合において、原告となっているのは環境保護団体である¹¹。これらの団体だからこそ、裁判での勝訴そのものを越えた、その先の社会的影響までを見越して裁判提起に踏み切ることができるともいえる。過去数十年、気候変動対策のために重ねられてきた数々の国際交渉が極めて不十分な進展しかみせなかった現状を受け、社会運動的な要素も併せ持ったメッセージとして、もはや司法にしか頼れない(last resort)というような文脈を気候変動訴訟は負っている。

3. オランダの特徴：気候変動訴訟との関連から

前章でみたような困難の多い気候変動訴訟において、オランダは複数の画期的な判決を生み出してきた。また、そのような画期的な判決を引き出す当事者の訴訟活動があった。これらを可能にしたオランダの背景事情について、以下では地理的特徴、法制度的特徴、気候変動に関する特徴の順にみていく¹²。

(1) 地理的特徴

オランダは国土の3分の1以下が海拔0m以下とされる¹³他、国土の北

11 前掲脚注5、11頁によれば、米国以外の国で提起された気候変動訴訟のうち、過半数で(576件中307件(2022年5月現在))NGOが原告となっている。

12 Urgenda 最高裁判決を対象として、法制度的背景の差異に言及しつつオランダの特徴を指摘したものとして、拙稿「Urgenda Foundation v. State of the Netherland 最高裁判決の意義とその背景～類似訴訟との比較～」JELF(日本環境法律家連盟)論文集『環境と正義』2020年度論文集(第217号)33-36頁。

岸は北海に面し、アイスランドや北極における氷床等の融解に伴う海面上昇の影響を直接的に受ける位置関係にある。国内の物流を支えた多数の運河もまた、水害のリスクを増加させるものである。現に、1953年には北海大洪水に見舞われ、国内居住者 1800 名以上が死亡し、10 万名以上が被災した。その後もオランダは頻繁に洪水被害を受けている。かかる状況を受け、政府も 2014 年には国家水計画¹⁴を制定している。後に紹介する Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 事件（以後 Urgenda 事件という）が提訴された 2015 年当時、水害をもたらす気候変動への深刻な危機感は国家全体で共有されていたことが推察される。

また、国際河川であるライン河の河口に位置するため、他国における河川汚染の影響も受けてきた他、比較的狭い国土に多数の人口を抱えている¹⁵ため、多様な環境問題を抱えてきた。

(2) 法制度的特徴

上述 (1) のように多様な環境問題を抱えてきたことから、オランダでは環境政策への市民参画が積極的に認められてきた¹⁶。環境政策への市民参画等に関する権利について定めるいわゆるオーフス条約¹⁷にも、成立当時から加盟している。

また、国内の都市ハーグには欧州連合や国連に関わる多数の国際機関がおかれ、国際政治を始めとする国際状況の影響を直接的に受けてきた。これを象徴する制度的特徴として、オランダが条約優位制¹⁸を採用している

13 <https://www.holland.com/global/tourism/information/general/dutch-water-facts.htm>

14 角田季美枝「オランダ水政策の変遷」千葉大学『公共研究』第 11 巻第 1 号（2015 年）、138-160 頁。

15 2022 年におけるオランダの人口密度は 522 人とされる（同年の日本は 329 人）。United Nations Data Portal (<https://population.un.org/dataportal/data/indicators/54/locations/528,392/start/2020/end/2023/table/pivotbylocation>)。

16 Coenen, F. H. J. M., Huitema, D., & O'Toole Jr, L. J. (Eds.). 2012. "Participation and the quality of environmental decision making (Vol. 14)." *Springer Science & Business Media*; Michels, A., & De Graaf, L. (2010). "Examining citizen participation: Local participatory policy making and democracy." *Local Government Studies*, 36 (4), 477-491. 等。

17 正式名は「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスに関する条約」。同条約の日本における実現に向けて活動するオーフス・ネットによる和訳を参照 (http://www.aarhusjapan.org/convention_jpn.html)。

点が挙げられる。実際、後に紹介する Urgenda 事件では欧州人権条約（以後 ECHR という）の規定が、RDS 事件では ECHR に加えて国際人権規約自由権規約の規定が裁判規範性¹⁹を持つものとして当事者に援用され、裁判所も適用を認めている。これは、日本の裁判所が国際人権条約の援用を容易に認めない現状とは大きく異なる。

(3) 気候変動に関する特徴

オランダの国民一人当たり CO2 排出量（2019 年）は約 8.4 トンで、世界第 21 位²⁰である。後に紹介する 2 つの裁判では、判決はこの事実を重視して、オランダが他国との比較においても高い削減義務を負うことを導き出している。その際裁判所は、現時点の排出量のみならず、同国が先進国として過去長期にわたり発展を続ける中で温室効果ガスを大量かつ累積的に排出した責任についても指摘している。こういった国際社会における責任が一国内の裁判で考慮されるところは、上述（2）で指摘した国際情勢の影響もあると推測される²¹。

18 オランダ憲法 93 条 その内容において何人も拘束し得る条約の規定および国際法上の機関の決定の規定は、公示後に効力を有する。

94 条：王国において効力を有する法律の規定は、その適用が条約または国際法上の機関の決定であって何人も拘束する規定に反するときは、適用されない。（以上、国立国会図書館調査及び立法考査局「調査資料 2012-3-c 基本情報シリーズ⑬各国憲法集（7）オランダ憲法」（2013 年）より抜粋）

19 厳密には、条約優位制が採られていることと、条約の個々の規定が裁判規範性を持つことは、必ずしも論理必然ではない。ただ、国内人権法に明文のない人権が他の国内法規の効力に劣後することがないという意味で、関連性は否定できない。

20 日本は約 8.5 トンで世界第 20 位である。https://www.theglobaleconomy.com/rankings/Carbon_dioxide_emissions_per_capita/

21 気候変動問題と直接関連するものではないが、2015 年にイギリスの Wales 州において Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015 という法律が制定され、同州の政策について将来世代の福利の確保という観点から審査を行う Commissioner 制度が導入されている。この法制度について、同州の自然資源に関する公式ウェブサイトでは、産業革命発祥地として持続可能な社会移行への責任に触れられている（<https://naturalresources.wales/evidence-and-data/research-and-reports/state-of-natural-resources-report-sonarr-for-wales-2020/sonarr2020-bridges-to-the-future/?lang=en>）。

(4) 小括

以上にみてきたようなオランダの諸特徴は、気候変動問題という世界全体に共通する人間社会への脅威に対して、高い感性を持った国民からの声に裁判所も積極的な対応を見せる結果を導き出す素地となったように思われる。

4. オランダの気候変動訴訟：総論

本稿執筆時（2023 年 1 月）、オランダで気候変動訴訟は 7 件提起されたとされる²²。後の 6 章ではこのうち、2021 年 5 月にハーグ地裁から判決が出された RDS 事件に焦点を当てる。なお、この事件においては、当事者も裁判所も、2019 年に最高裁判決が出された Urgenda 事件の判決に大きく依拠しているため、必要な限りで同事件についても触れる（5 章）。ただ、こちらについては既に別稿²³で論じたため、詳細はそちらを参照されたい。また、他の国内訴訟 5 件の概要についても簡単に触れる（7 章）。

5. オランダの事件 1：Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 事件²⁴

(1) 事案の概要

オランダ政府が 2007 年以降掲げていた温室効果ガス削減目標（2020 年までに 1990 年比で 30%削減）を、EU 全体としての目標値に合わせる形で引き下げたことを受け、環境保護団体 Urgenda 財団が国を相手取り提起した民事訴訟である。同財団は国の目標引き下げが国民に対する保護義務（Duty of care²⁵）違反を構成すると主張し、①削減目標の引き上げ（2020 年までに 1990 年比で少なくとも 25%、最大 40%）、②今後の政府の対応に関する新聞等を通じた一般公開、および③違法である旨の宣言を

22 前掲脚注 2 掲載のデータベースによる。

23 拙稿「国が国民を気候変動の脅威から保護するための適切な措置を講じる法的義務の肯否—Urgenda Foundation v. State of the Netherlands 最高裁判決評釈—」環境法政策学会誌第 24 号（2022）19-22 頁。

裁判所に求めた。

(2) 裁判所の判決

ハーグ地裁判決（2015年）は原告の請求①について、下限の値（少なくとも25%）で請求を認めた。他方、③は①に包含されるとし、②は①の履行の過程で期待できるとして、いずれも退けた。この判断は控訴審判決および最高裁判決でも基本的に踏襲された。この判決はとりわけ以下の3点において、それまでの気候変動訴訟にほぼ皆無であった新しい判断を示し、注目された。第1に、本判決は、気候変動の脅威を「現実かつ切迫した（real and immediate）危険」であると捉え、ECHR2条（生命に対する権利）および8条（私生活および家族生活が尊重される権利）によりオランダ領土内の住民に保障される人権が現に侵害されていると認めた。そして、国がかかっている状況を認識している場合には、国民に対する保護義務²⁶の一内容として、適切な措置を講じる義務を負うとした。第2に、政府が市民を守るために温室効果ガス削減のための措置を講じる義務を負う旨、明示した。第3に、各国は気候変動への自国の寄与の多寡に関わらず削減義務を負うとした。

(3) その後の動き

本判決が出された当日、国連人権高等弁務官事務所はこの判決を歓迎す

24 ECLI: NL: RBDHA: 2015: 7145, Rechtbank Den Haag, C/09/456689/HA ZA 13-1396. 公式英訳は下記サイト参照（<https://www.urgenda.nl/wp-content/uploads/ENG-Dutch-Supreme-Court-Urgenda-v-Netherlands-20-12-2019.pdf>）。なお筆者と気候ネットワーク代表である浅岡美恵弁護士との共訳（仮）を参照（<https://www.kiconet.org/wp/wp-content/uploads/2020/02/UrgendaClimateCase-f.pdf>）。なお、本判決の評釈は多数出されている。代表的なものとして、Jacqueline Peel & Hari M. Osofsky, 2018. “A Rights Turn in Climate Change Litigation?” *Transnational Environmental Law* (7), pp. 37-67（注：一審判決に関する評釈）；Meguro, M.2020. “State of the Netherlands v. Urgenda Foundation.” *American Journal of International Law*, 114 (4), 729-735. Mayer, B. 2022. “The Contribution of Urgenda to the Mitigation of Climate Change.” *Journal of Environmental Law* (forthcoming), *The Chinese University of Hong Kong Faculty of Law Research Paper*, pp. 2022-44 等。

25 オランダ憲法21条 公的機関の配慮は、国土の居住適性並びに生活環境の保護及び改善に向けられる。前掲脚注18。

26 前掲脚注25。

る旨のプレスリリース²⁷を発している。オランダ最高裁判所も、気候変動問題が世界的な問題であるとの認識から判決言渡しの数日後にその全文の要旨と英訳を公式ホームページに掲載した。その後、本事件と類似の法律構成を採る提訴が多数みられた。提訴国は近隣国²⁸に限らず、韓国なども含むものである。近時は、オーストラリアの原住民が同国の気候変動対策が不十分であることに起因する人権侵害を主張し、同国を被告として国際人権規約自由権規約委員会に提訴した事件²⁹において、委員の個別意見で Urgenda 事件が引用³⁰されている。この点については終章で再び触れる。

国内においても、政府は本事件の第一審で敗訴して以降、気候変動対策の取り組みを強化しており、2019年6月には、2030年までに国内の温室効果ガスを1990年比で49%削減すること、また同年までに国内の石炭火力発電を閉鎖することを決定（Climate Agreement）³¹している。続けて同年9月には気候法（Climate Act）³²が制定され、国全体における温室効果ガス排出量を2030年までに1990年比で49%、2050年までに95%削減し、全体として同年にカーボンニュートラルを達成するとの目標を掲げ、その行程について行政府に計画を立案する義務を課している。

27 <https://www.urgenda.nl/wp-content/uploads/ENG-Dutch-Supreme-Court-Urgenda-v-Netherlands-20-12-2019.pdf>

28 アイルランド、スイス、ドイツ等が続いた。これらの事件について、前掲脚注13。また、韓国で提起された事件を参照（<http://climatecasechart.com/non-us-case/kim-yujin-et-al-v-south-korea/>）。

29 Daniel Billy et al. v. Australia, Communication No. 3624/2019（2022年7月21日採択、同年9月23日公表）。委員会の見解本文を参照（https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CCPR%2F35%2FD%2F3624%2F2019&Lang=en）。

30 Annex I, 10, 14.

31 <https://www.klimaatkoord.nl/documenten/publicaties/2019/06/28/national-climate-agreement-the-netherlands>

32 後掲脚注33によるRDS判決公式英訳では脚注でBulletin of Acts and Decrees 2019, 253と引かれているが、インターネット上でこの文献を見つけることはできなかった。

6. オランダの事件 2 : Milieudefensie et al. v. Royal Dutch Shell plc. 事件³³

(1) 事案の概要

2019 年 4 月、オランダを拠点とする 6 つの環境保護団体とアフリカを拠点とする 1 つの環境保護団体、及び 17,379 名の市民が、いわゆる石油メジャーである Royal Dutch Shell（以後 RDS という）を被告として、Shell グループ全体から排出される温室効果ガス削減量について、同グループからの直接排出（いわゆる Scope 1）のみならず、間接的なもの（Scope 3）を含む広範囲の排出³⁴について、削減を命じる判決等を求めて提訴した³⁵。アフリカを拠点とする環境保護団体も原告になっているのは、この事件に先行して、ナイジェリアで Shell グループが管理する石油パイプラインからの原油漏洩について、この事件の原告である

33 公式英訳につき、http://climatecasechart.com/wp-content/uploads/sites/16/non-us-case-documents/2021/20210526_8918_judgment-1.pdf。本判決の評釈は肯定的な立場からも批判的な立場からも多数出されている。代表的なものとして、Mayer, B. 2022. "The Duty of Care of Fossil-Fuel Producers for Climate Change Mitigation: Milieudefensie v. Royal Dutch Shell District Court of The Hague (The Netherlands)." *Transnational Environmental Law*, 11 (2), pp. 407-418 (批判的立場); Burgers, L. 2022. "An apology leading to dystopia: Or, why fuelling climate change is tortious." *Transnational Environmental Law*, 11 (2), pp. 419-431 (肯定的立場)。

34 各 Scope について、判決は Oxford, 2020. Mapping of current practices around net zero targets (<https://netzeroclimate.org/wp-content/uploads/2020/12/Net-Zero-Target-Map.pdf>) に依拠し (判決脚注 62)、以下のように説明する (para. 2.5.4)。

Scope1 : 当該組織により全体的ないし部分的に所有され、または支配されている排出源からの直接的な排出

Scope2 : 間接的な排出 (当該組織が、電気、蒸気または熱量をその稼働のために購入または取得する第三者からの間接的な排出)

Scope3 : 当該組織の活動の結果として生じる、上記以外の全ての間接的な温室効果ガス排出の内、他の組織や消費者といった第三者が所有しまたは支配する排出源から生じるもの (当該第三者が購入した石油および天然ガスを使用することによる排出を含む)

35 本事件の背景について、原告である Milieudefensie による報告書が詳しい。Milieudefensie, 2021. "How we defeated Shell". (<https://www.foei.org/wp-content/uploads/2021/11/How-we-defeated-Shell.pdf>)。

Milieudefensie を含む数団体がその責任を追及する訴訟を提起し、勝訴した³⁶ ことによる。

原告らの請求は2本あり、うち第1は宣言的判決である。具体的には、RDS が率いる Shell グループ全体による大量のCO₂ 排出行為が原告らに対する関係で不法行為（同民法6：162条³⁷）を構成すること、およびパリ協定2条が規定する世界の平均気温の達成目標を実現できるだけのCO₂ 排出量削減について、Shell グループが全体として義務を負うことについての宣言である。請求においては、原告らは主位的には2030年までに2019年比で45%の削減義務を前提とした内容を求め、当該数値を前提とする宣言的判決を得るのが難しい場合に備え、予備的に、削減割合の数値を35%と25%の2段階に下げた請求を付加している。第2は命令的判決である。具体的には、第1の宣言的判決を求めるにあたり前提とした3段階の削減義務の履行を命じる判決を、こちらでも45%を主位的請求とし、より低い数値を念頭に置いた2つの予備的請求を行った。そして、これら2本の主張の法的根拠として、RDS が民法162条2項に規定する不文法上の義務（unwritten standard of care）に基づき、危険な気候変動を回避するための企業方針を策定する義務を負うこと、かつその義務の解釈にあたって国際法およびソフトローを参照し得る旨、過去の判例を引いた上で主張した。具体的に参照されたのはストックホルムにおける人間環境宣言、国連気候変動枠組条約、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による各種報告書、UNEP による Emissions Gap Report、パリ協定、国際エネルギー機関（IEA）が公刊する World Energy Outlook、EU 競争

36 <https://en.milieudefensie.nl/news/shell-pays-15-million-euros-compensation-for-oil-spills-in-nigeria>

37 オランダ民法6：162条（Dutch Civil Law（<http://www.dutchcivillaw.com/civilcodebook066.htm>）より引用、和訳は筆者。）

1. 他人に対して不法行為を行い、当該行為が帰責され得る者は、当該行為の結果としてその他人が被った損害を賠償する義務を負う。
2. 不法行為は他人の権利侵害、または当該行為を正当化する理由がない限り、法律または適切な社会慣行上認められる不文法上の義務の違反ないし懈怠であるとみなされる。
3. 不法行為は、その結果が当該不法行為を行った者の過失、または法律または一般に受容された原則（ないし一般的な意見）により当該行為者が責任を負うべき原因から生じた場合には、当該行為者に帰責され得る。

法 (Treaty on the Functioning of the European Union) である。この他、国内法として、前述した 2019 年の気候合意や気候法も引用されている。本判決においては、とりわけ IPCC 報告書の内容が、判決文中の前提事実の項目においてかなりの分量を割いて引用された。

他方、被告である RDS は、原告が主張するような義務は法的根拠を欠き存在しないとする他、幾つかの反論を行った。

(2) 裁判所の判断

裁判所は判断の冒頭において、原告らが裁判所に司法権を逸脱した法創造を求めているとする被告の主張を退けた。そして、全体を通じ、あくまで民法 162 条 2 項が定める不文法上の義務について規定する明文の解釈上、被告に温室効果ガス排出削減義務が認められるかどうかという立場から、当事者間で主張された多様な関連事実及び状況について順次判断を述べた。その前提として、裁判所はまず以下のア、イについて判断を示している。

ア 団体訴訟の許容性 (Admissibility)

裁判所は団体訴訟の根拠規定である同国民法 3 : 305 条³⁸ の趣旨に照らし、同団体の定款記載に係る目的がオランダ国内の住民の利益に資する必要があると判断した。そして、アフリカを拠点とする Action Aid について提訴を認めなかった。他方、他の 5 団体については提訴を認めた。その際、原告らが世界全体の現代世代および将来世代の利益についても代表していると主張している点が問題となった。裁判所は、世界全体の人々を対象とする場合、世代によっても地域によっても、気候変動の影響との関連で問題となる利益状況に差異があるとして、団体訴訟に必要とされる要件として解釈上導かれる「共通の利益 (similar interests)」が認められないとして、この主張を認めなかった (para 4.2.3)。他方、オランダ及び

38 オランダ民法 3 : 305a 条 (原文は前掲脚注 37)

1. 法人格を有する財団ないし団体 (その定款により特定の利益の保護を目的とするもの) は、他人の当該利益に類似する利益を保護する目的で訴訟を提起することができる。(以下略)

ワッデン地域（北西ヨーロッパ大陸の一部と北海の間に横たわる水域とそれに関連する海岸の湿原で、オランダの領土に含まれる）における現世代の居住民については、本土と当該地域の居住者間にも利益状況等に差異があるものの、僅少なものであるとして、原告らはいずれの利益も代表していると判断した。また、17,379名の原告らについては、団体訴訟制度でカバーされない個別具体的な法的利益を主張する必要がある場合に限り、これらと別に個人での提訴を認めるのが同制度の趣旨であるとし、本件の個人原告らはいずれもこれに当たらないとして、提訴を認めなかった（以上、para 4.2）。

イ 適用法

次に、裁判所は非契約上の義務に関する適用法（いわゆるローマ法Ⅱ）7条³⁹を引いて、本件に適用すべき適用法の判断を行っている。これは、RDSが率いるShellグループによる企業活動および同グループからの間接的な排出の法的責任を問うにあたり、違法行為が行われた場所をどう捉えるかによって適用法が異なってくるという、多国籍企業ならではの論点があったためである。不法行為のように契約関係にない当事者間における義務に関する適用法は、原則として義務懈怠による損害発生国の法律であるとされ、例外として、環境損害の場合に損害賠償請求者が行為地の法律適用を求めた場合に同国の法律が適用される。本件では、原告らは例外の適用を求め、行為地をShellグループ全体の企業活動方針が決定されるRDSの本拠地として、オランダ国の法適用を求めた。他方、RDSは例外の適用自体を認めつつ、行為とは実際にCO₂を発生させた行為と解釈すべきだとして、各々の排出行為ごとに適用法が異なると主張した。

39 同法4条（一般規定）

1. 本規則に別段の定めがある場合を除き、契約外の義務に関して適用される法律は、損害を発生させた行為が行われた国の如何に関わらず、また当該行為の間接的な効果が発生した国または国々の如何に関わらず、当該損害が発生した国における法律とする。

同法7条（環境損害）

環境損害またはその結果として人もしくは財産が被った損害に対し、非契約法上の義務に関して適用される法律は、第4条第1項に定めるところによる。ただし、損害の賠償を求める者が、当該損害を発生させた行為が行われた国における法律の適用を求めた場合には、この限りでない。

裁判所は、本件について例外（行為地法の適用）を認めた上で、原告の主張は行為の解釈として狭すぎるとした。しかし、あらゆる人間活動による CO2 排出行為が地球温暖化を促進する中でも、RDS の事業方針は、その影響力を鑑みると独立して損害を起因するもの（an independent cause of the damage）と判断されるとして、最終的には原告の主張を認め、本件にはオランダ法が適用されるとした（以上、para 4.3）。

ウ RDS が負う削減義務

裁判所は両当事者が共に適用を認めている義務の根拠規定である民法 162 条 2 項にいう不文法上の義務の解釈にあたり、考慮すべき 14 の項目⁴⁰を挙げて、順に検討を行っている。これらの項目を整理すると、① Shell グループ内における RDS の事業方針決定における影響力、② Shell グループ全体による CO2 の総排出量、③オランダおよびワッデン地域における気候変動影響の深刻さ、④ RDS の法的義務の根拠、⑤ RDS の義務履行可能性およびその態様、⑥ RDS の義務の範囲（他の義務履行主体との分担）、の 6 項目に分類できる。以下、各項目に判示内容をみていく。

まず① Shell グループ内における RDS の事業方針決定における影響力については、グループ全体における一般方針を決定する RDS の立場について指摘し、グループ内各社における履行義務は RDS が事業方針決定に責任を負うことを代替するものではないとして、その決定者としての影響力の大きさを強調している。

次に② Shell グループ全体による CO2 総排出量については、グループ全体からの CO2 総排出量が、オランダを含む国々一国と比較しても多い事実を指摘する。

40 (1) RDS が Shell グループにおいて占める、事業方針決定を行うポジション、(2) Shell グループの CO2 排出量、(3) オランダとワッデン地域に対する CO2 排出量の影響、(4) オランダ人およびワッデン地域住民の生存権、私生活・家族生活尊重の権利、(5) 国連人権とビジネスに関する指導原則、(6) RDS が Shell グループおよびそのビジネス上の関係者（≡取引先等）に対して有するコントロール・影響力、(7) 危険な気候変動を防止するために必要なこと、(8) 削減行程の選択肢、(9) 危険な気候変動の抑制と世界人口の増加への対応という 2 つの課題、(10) ETS 制度、世界の他の地域で適用されている排出権取引制度、Shell グループが現在負っている義務と許認可、(11) 削減義務の実効性、(12) 国家および社会の責任、(13) RDS が負う削減義務に伴う困難、(14) RDS の削減義務の比例的割合、である。

この指摘に続けて③オランダおよびワッデン地域における気候変動影響に触れ、②と③の関連性を示唆している。この項目に関しては詳細な判示がされており、この間の因果関係について被告側からの反論が多岐にわたりになされたことが表れている。具体的には、オランダにおける平均気温の上昇が世界平均の2倍の速度で進行している事実に加えて、健康被害、伝染病の蔓延、洪水等、多岐にわたる事項に関するリスクの増加を指摘する。加えて、IPCC 報告書が世界全体の気候変動について述べており、オランダおよびワッデン地域における気候変動の影響について特記するものではないという被告からの反論を受け、当該地域に関する特記がないことは、これらの地域にかかる影響がないという意味ではないと明確に述べている。加えて、気候変動の将来予測に不確実性が伴う点についても、不確実性があることは、CO₂ 排出に起因する気候変動が深刻かつ不可逆的な結果をオランダおよびワッデン地域の住民にもたらすとの予測自体を弱めるものではない (bear) と述べている。更に、被告が今後、適応策を講じることで気候変動影響のリスクを減殺または回避し得るにも関わらず、原告はこの点を考慮していないとの被告からの反論についても、適応策による影響の減殺ないし回避自体は気候変動影響のリスクそのものの存在に置き換えられる (alter) ものではないと述べている。

続けて④ RDS の法的義務の根拠について、明文上の根拠をあくまで民法 162 条 2 項の不文法上の義務である立場を明確にし、この解釈として上述した多様な国際法やソフトロー、関連事実等を斟酌する立場を明確にしている。ここで、被告が民間企業であることから、判決は原告らが被告に対して直接には人権侵害を主張できない点について一旦明示し (para.4.4.9)、そのうえで、人権が社会における価値基盤を成す (the value for society as a whole they embody) 点を根拠に、原告と被告の関係においても規律となるものであると述べる。具体的な権利としては、Urgenda 判決を引いた上で、同事件で援用された ECHR 第 2 条、第 8 条、およびこれらとほぼ同内容について規定する国際人権規約自由権規約⁴¹ 第

41 国際人権規約について、提訴当時には原告は援用していなかったが、その後、準備書面 6 において追加的に援用している (本訴訟において裁判所に提出された全書面について、<https://en.milieudefensie.nl/news/overview-of-legal-documents-climatecase-against-shell>)。

6条と第17条を引いている。続けて、これらの人権を企業が尊重すべき義務の根拠として国連人権とビジネスに関する指導原則を引き、企業もまた国家とは別個独立に人権を尊重すべき義務を負う主体であって、かつその義務内容について、消極的なものとどまらず、積極的な行為義務を含む旨述べている（para.4.4.15）。なお、RDSは欧州内で施行されている排出権取引制度（ETS）を挙げて、同制度で取引可能な排出量部分を加味して削減目標値を考慮し得る旨の反論も行っているが、裁判所は、同制度はあくまでCO₂総排出量の削減を促す趣旨に基づくもので、取引で差し引きされる排出量を理由にRDSの排出削減義務が減殺されることはないとしている（para.4.4.46）。

次に⑤ RDSの義務履行可能性およびその態様について、裁判所はScopeの範囲毎に検討を分けることを前提としつつ、企業が各々のScopeにおいて負う義務の度合いについて、排出量に対するコントロール力と影響力を踏まえて検討するとした。そのうえで、Shellグループについては全体のCO₂排出量中約85%がScope3におけるものであること、RDSがグループ全体におけるScope別排出量について把握していることに加え、CO₂排出行為が危険な気候変動影響の結果をもたらすことと、そのような結果発生を防止するために必要とされる行為について認識していた点を指摘し（para.4.4.20-21）、ここから、Scope1についてはグループ全体についてRDSがコントロール可能であるとして、削減結果を実現する義務（an obligation of result）を課している。一方、Scope2および3については、RDSのコントロール力が間接的になることと、Shellグループ外の主体による排出となることを踏まえ、最善の努力義務（a significant best-efforts obligation）を負うと判示した。

最後に⑥ RDSの義務の範囲（他の義務履行主体との分担）について、RDSは主に国との関係および他の企業との関係という2つの平面において反論を行った。前者については、CO₂削減義務は第一には国が負うものであって、企業であるRDSは国の義務履行を前提とする範囲で削減義務を負う旨、主張した。後者については、削減義務の履行によって他企業との競争が不利になることのない範囲での義務を負うにとどまる旨、主張した。これらの反論に対して、裁判所はいずれも、各主体が各々に別個独

立の削減義務を負うと述べ、他の義務履行主体との関係で個々の主体の義務範囲が変わるものではないとした。

エ 結論

裁判所は最終的に、上記の原告による請求のうち第2（命令的判決）について、主位的請求（45%）を認容し、その他の請求は全て退けた。削減義務の程度については、上述の通り、Scope1 について結果実現義務、Scope2 および3 について最善の努力義務を RDS に課した。なお第1 の請求（宣言的判決）については、RDS は今後に向けて削減義務を負うものの、現段階で RDS が企業活動の結果として CO2 排出を行っていること自体は違法ではないとしている（para.4.5.8）。加えて、本件が極めて複雑であって社会財政における関心事であるという特殊性に照らし、訴訟費用の一部を原告側にも負担させている（para.4.5.2、5.6）。

(3) その後の動き

RDS は本判決を受け控訴し、訴訟はなお継続中である。しかし、地裁判決が出た直後に、同社は取締役環境保護活動に親和的な起業家3 名を登用して経営体制を刷新⁴² し、今後の温室効果ガス排出削減への取り組み強化を表明している。他方で、Milieudéfense は2022 年4 月に RDS に対して、未だ判決の履行が不十分であるとして、その履行を求める書簡を送付している⁴³。

7. オランダの気候変動訴訟3：その他の事件

前章までに紹介した2 件の他、オランダでは5 件の気候変動訴訟が確認されている。各事件で争われた内容は概要、以下のとおりである。すなわち、①バイオマス発電が CO2 を発生させるとして環境保護団体が発電会社を訴えたもの（棄却）、②航空会社に対して非化石燃料への移行のための補助金制度を違法だとして環境保護団体が政府を訴えたもの（棄却）、

42 <https://www.asahi.com/articles/DA3S14930087.html>

43 <https://en.milieudéfense.nl/news/shell-board-new-target-milieudéfense>

③金融機関が投資にあたっての温室効果ガス削減目標を設定していないことを違法だとして環境保護団体が当該金融機関を訴えたもの（和解）、④石炭火力発電所廃止政策の下で何らの財政的補償も得られないのは不当であるとして、火力発電所等が政府を訴えたもの（棄却）、⑤航空会社が自社の植林活動への融資金を上乗せした割高な航空券を“Fly Responsibility Campaign”と銘打ち販売したことに対して、誇大広告であるとして、環境保護団体が当該航空会社を訴えたもの（一審係争中）である。

ここで⑤の事件は、近時の急速な脱炭素への国際的な移行の中で、climate washing（green washing、すなわち、実質を伴わない、または誤導的な環境配慮行動、について、特に気候変動対策について用いられる用語⁴⁴）に関する気候変動訴訟が近時増えつつある⁴⁵ことから、今後示唆を持ち得ると思われるので、事案について簡単に紹介しておく。事件は2022年7月に提訴された。オランダの航空会社KLMがより持続可能な将来に向かうための「飛ぶ責任（Fly Responsibility）」キャンペーンを開催し、その中で、CO2 ZEROと記載された割高な航空券を販売した。同社によれば、同社が関わる植林活動にこの航空券の売上高の一部が充てられることで、当該航空券にはカーボンオフセットの効果があるとされる。原告となった環境保護団体である Fossielvrij NL は、航空機によるカーボンフットプリントを相殺するオフセット部分はこのような間接的な航空券販売によっては効果的決定的に示され得ないと主張し、当該広告がオランダの広告について規律する Dutch National Advertising Code Commission (ACC)⁴⁶ による類似の事例に対する判断に照らし違法であるとして、同社を訴えた。現在、一審係属中である。

さて、こうしてみると、上記2件以外の事件では、裁判所は必ずしも気候変動政策を積極的に促進する方向性をもった判決を行っているわけでは

44 定義について、CSSN Research Report 2022: 1: “Climate-Washing Litigation: Legal Liability for Misleading Climate Communications”. <https://cssn.org/wp-content/uploads/2022/01/CSSN-Research-Report-2022-1-Climate-Washing-Litigation-Legal-Liability-for-Misleading-Climate-Communications.pdf>

45 前掲脚注5、4頁。

46 https://www.reclamecode.nl/wp-content/uploads/2018/10/SRCNRCENboekje_oktober2017.pdf

ないことがわかる。

8. オランダの気候変動訴訟が他国に及ぼす影響

直前でみたように、オランダの裁判所は必ずしも世界で突出して気候変動訴訟の分野で特異な判決を常に出しているというわけではない。しかしながら、Urgenda 事件と RDS 事件においては従来になかった新規的な判断が打ち出され、かつそれらが世界における気候変動訴訟の流れに大きな影響を与えてきた。新規的な判断自体は、世界の他の国でも幾つか出されてきた⁴⁷。しかしながら、事実上の影響を超えて、類似の法律構成をとった提訴が他国で追従するような現象が明確にみられたのは、オランダの他にあまりないと思われる。その根拠に何があったのか。

新規的な判断が出された根拠には、前述のようにオランダが海面上昇を始めとする極めて深刻な気候変動影響に直面し、他方で国民一人当たり CO2 排出量が相対的に高い、すなわち削減可能なのりしろが一定程度観念できる、という事情があったことが推察される。実際、上記 2 つの判決では、これらの事情を根拠に、気候変動対策の緊急の必要性和対策の実効性が導き出されている。

次に、世界の気候変動訴訟の流れに大きな影響を与えた根拠としては 2 点を指摘できる。第 1 に、オランダが条約優位制の下で、条約やその他の国際法規および国際文書に大きく依拠して判決を行っている点である。国際法規は、条約優位でない国においても、同旨の国内法が制定されたり、条約そのものが間接的に適用される等して、多くの国において何らかの形で裁判規範となり得る。とりわけ RDS 事件では国際人権規約自由権規約の第 6 条および第 17 条が援用されているが、国際人権規約は多くの国で

47 例として、バキスタンでは政府の気候変動対策の遅延により憲法上の複数の権利が侵害されているとして、農夫が政府を訴えた事件で、最高裁は 2015 年、国に対して対策を講じるための委員会の設置を命じた (<http://climatecasechart.com/non-us-case/ashgar-leghari-v-federation-of-pakistan/>)。また、コロンビアではアマゾン自体に権利共有主体性を認め、気候変動影響による権利侵害を認定したほか、将来世代の人権についても裁判上争えるとした最高裁判決が 2018 年に出されている (<http://climatecasechart.com/non-us-case/future-generation-v-ministry-environment-others/>)。

裁判規範となり得る。国際条約を裁判規範とすることに極めて消極的な日本でさえ、国際人権規約を援用した例はある⁴⁸。第2に、気候変動影響の顕在化の様相が現時点において国々で異なるとしても、事態は世界全体で等しく進行している事実である。このことは、現時点でさほど深刻な気候変動影響を受けていない国においても、将来においては状況が変わる可能性を否定できないことを意味する。このことで、既に深刻な影響を受けているオランダの裁判例がもつ警鐘的な効果が導かれるといえる。

9. 気候変動訴訟における近時の動向

近時、気候変動訴訟は2つの点で新たな局面を迎えている。第1は、国際機関への提訴ないし通報等の増加である。第2は、気候科学と司法との関係性の変化である。以下、順にみていく。

(1) 国際機関への提訴ないし通報等の増加

一例として、上述の Daniel Billy et al. v. Australia, Communication No. 3624/2019 事件⁴⁹は、オーストラリアの離島に住む原住民が、島が海面上昇の影響により水没の危機に瀕し、従来の伝統的な生業や生活文化が持続不可能になりつつあるのは本国の気候変動適応策が不十分であることによるものだとし、オーストラリア政府による人権侵害について国際人権規約自由権規約委員会に違反申し立てを行ったものである。ここで具体的に主張された被侵害権利は6条（生命に対する権利）、17条（私生活を尊重される権利）、27条（少数民族の権利）の侵害、および24条1項（児童の保護）であった。冒頭の2つの権利はRDS事件でも援用された条文である。委員会は、私生活を尊重される権利（17条）侵害に関する判断において、侵害が予見可能であり深刻（foreseeable and serious）である場合に、国は積極的な対策を講じる義務があるとして、侵害を認めた。また、少数民族の権利（27条）についても、同条にいう文化の権利として

48 大麻取締法違反、関税違反に関する東京高判平成5年2月3日東高時報（刑事）44巻1-12号11頁、二風谷ダム事件（札幌地判平成9年3月27日判時1598号33頁）等。

49 自由権規約委員会見解本文は前掲脚注29。

の性質が、土地と資源の利用と密接にかかわる生活様式に関連するものであるとして、別の土地に移住することで代替し得ない伝統的生活に気候変動の悪影響が及んでおり、それは国において予見可能であったとして、適応策が不十分であることにより子々孫々に文化を継承できない現状において、原住民らは権利を侵害されているとした。他方で、生命に対する権利(6条)については、国の今後の適応策実施によって防ぎ得ると判断し、児童の保護(24条)については17条および27条違反の認定により審査の必要はないと判断した。

本件の委員会意見についても既に評釈⁵⁰が出されている。少なくとも17条違反を認めた委員会見解は、現に深刻な気候変動の影響を受け、従来の伝統的な生活様式を維持できなくなりつつある他の地域の原住民らや、そういった地域を抱える国の国策において、影響を持つと思われる。

気候正義の側面から、温室効果ガスの多量排出地と影響が顕在化する地が離隔していることを受け、異国の当事者間で争われること自体は、以前からあった⁵¹。しかしその場合は提訴地の法律が根拠法となったのに対し、国際機関で法的な判断がなされる場合には国際法が根拠法となる。一国の司法機関の下で国内法に依拠した裁判という枠を超える近時の傾向は、従来の気候変動訴訟になかったトレンドとみられる。このトレンドが生まれた背景に、国際法規を国内の裁判で具体的な事件に適用する事例を生み出してきたオランダにおける実践があったことは決して小さくはないだろう。現に、上記の Billy 事件における Duncan Muhumuza Laki 氏の個別意見は、Urgenda 事件を引いた上で、国は国内居住民の尊厳ある生(life with dignity)を守るために、気候変動の影響によって失われ得る生活への侵害を防止するための措置を講じる義務があり、かつその義務は最大限(as far as possible)の履行が求められるものであると述べる⁵²。詳

50 Venn, A. 2023. Rendering International Human Rights Law Fit for Purpose on Climate Change. *Human Rights Law Review*, 23 (1), ngac034 等。

51 ベルーの農夫 Lliuya 氏が、自宅付近の氷河湖の決壊による被害発生の危険を受けて自ら講じた予防措置の費用について、ドイツの電力会社 RWE を被告とし、同社が当時、世界全体の 0.47% にあたる量を排出していたことを理由に、費用の同割合にあたる損害賠償を請求した事件 (<http://climatecasechart.com/non-us-case/liuya-v-rwe-ag/>) 等。

52 前掲脚注 30。

細にみれば、本件は気候変動適応の態様が主な争点であり、Urgenda 事件は緩和に関する国家の義務が問題となったもので、論点自体にはずれがある。しかし、国が気候変動影響による国民の権利侵害を防止するための措置を講じる義務があるという点は、Urgenda 事件で示されたオランダ最高裁の判断は本件にも当てはまり得るものだったように、他国における緩和・適応の双方を含む気候変動対策実施義務を基礎づけ得るといえよう。

気候変動問題への対処は世界のあらゆる国、企業を含む主体が総力を挙げて各々の役割を果たすことで初めて実効的なものとなる。この点が度々、気候変動対策義務の履行を求められる当事者側の反論として、自分だけが対策をしたところで気候変動が緩和されるものではないといったような意味合いで主張され、気候変動対策を促進するような判決がなかなか出されない要因の1つとなっていた。また、他国や多世代の被害までもを争点にできないことも課題であった。国際機関において気候変動問題が司法・準司法判断の領域で扱われることで、これらの課題も次第に克服されていくことが期待される。

(2) 気候科学と司法との関係性の変化

2022年2月に公開されたIPCC第6次評価報告書第2作業部会報告書は、気候変動訴訟がリスクマネジメントにおける意思決定のオプションとして、IPCCの報告書として初めて数ページを割いて分類を含めた紹介⁵³を行っている。気候科学の知見自体は、訴訟上は事実の一内容として位置づけられ、それ自体が法的な拘束力を持つことはない⁵⁴。しかし、ここにパリ協定を始めとする国際気候変動法規の多くがIPCCによる科学的知見に依拠した削減目標等を設定した上で国際的な合意を行っていることで、

53 フルレポート17章78頁（全体では2610頁）以降（<https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg2/>）。

54 Urgenda事件の直後に提起されたアイルランドの事件において、被告である国は、科学と法律を峻別すべきとして参照の態様や度合いに慎重であるべきとの姿勢をとった。最高裁はこの点について判断を示していない。公式英訳を参照（http://climatecasechart.com/wp-content/uploads/sites/16/non-us-case-documents/2019/20190919_2017-No.-793-JR-judgment-2.pdf）。

これらを介して気候科学の知見は事実上、気候変動訴訟においては規範に近いはたらきをすることになる。この仕組みについて、Urgenda 事件の最高裁判決では、条約法に関するウィーン条約 31 条 3 項 (c) ないし (b) から導かれる共通の価値基盤 (common ground) が IPCC の知見の上に成り立っていることで、IPCC が示した削減目標値が法的な拘束力を持つに至る過程を丁寧に説明している (para. 5.4.2)。他方、RDS 事件のハーグ地裁判決は、IPCC が示す科学的知見はもはや国際常識になっていると説いている (para. 4.4.27)。この 2 つの判決の書きぶりにおける変化だけをみて、科学的知見が気候変動訴訟における位置づけを変えつつあると判断するのは早計かもしれない。しかしながら、RDS 事件において参照されたような、UNEP による Emissions Gap Report や IEA による World Energy Outlook 等、多くの国際文書が、IPCC の科学的知見に依拠して多様な行為規範を示すようになりつつある。このことで、世界全体における気候変動問題に対する気候科学の知見の意味合いが、より行為規範的な要素を強めていくことが予測される。一例には、エネルギー憲章条約の加盟国であること自体が気候変動対策に適合しないとして、訴訟リスクを懸念する国の離脱が続いている現象⁵⁵が挙げられる。このような流れを受け、従来通りの国内訴訟としての気候変動訴訟においても、気候科学による知見は一層浸透していくことが予測される。

10. 総括（終章）

ここまでみてきたように、オランダはその地理的特性と法制度的特性を背景に、一国内の訴訟としては極めて多くの課題を抱えつつも世界に広がり始めた気候変動訴訟を、その本質的な要請である国際社会全体での方向性の提示という流れへと架橋してきた。

最初に画期的な判決として注目された Urgenda 事件では、深刻な気候変動影響が人権侵害を構成し、国家がこれを予防するための措置を講じる義務を負うという、国家を超えて汎用性を持つ人権理論に依拠した判断を

55 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/11/feb6440868592151.html>

打ち出したことで、気候変動対策に対する国際的な機運が加速した。2022年7月28日には、国連総会が「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利」を人権と認める決議を採択しており、その前文には上述の国家による気候変動影響から国民を保護するための措置を講じる義務についての言及がある⁵⁶。

続く RDS 事件も、未だ控訴審係属中ではあるが、少なくとも地裁が排出削減の法的責任を負う主体を多国籍企業に広げ、かつその義務の範囲を Scope3 の範囲内まで認めた点で、今後の影響力の浸透が待たれるところである。また、地裁判決が国連人権とビジネスに関する指導原則に大きく依拠した点は、先行する Urgenda 事件が開拓した、気候変動影響と人権とのつながりを、私人と国家の関係から、私人間においても規律が及ぶ方向性に展開させた側面もある。

加えて、上述した近時の航空会社の climate washing について責任を問う事件も、国際社会が急速に脱炭素社会に向かう中で、同種事案は今後増えることが予想され、これらへの波及力が期待される。

上述したオランダ国内における気候変動訴訟7件の中に、石炭火力発電廃止政策の下で何らの財政的補償も得られないのは不当であるとして、火力発電所等が政府を訴えたものがあったが、こういったいわゆる公正な移行（Just Transition）に関する訴訟も近時、気候変動訴訟においてひとつの領域となりつつある⁵⁷。今後も引き続き、気候変動対策に関連して時宜に即した法的論点がオランダの法廷に持ち込まれ、国際的な波及力を持つ司法判断が示されることが期待される。

56 <https://news.un.org/en/story/2022/07/1123482>

57 前掲脚注5、1頁。